



〈第77回〉

弁護士 溝上 武尊

2010年大阪大学法学部卒業、2012年京都大学法科大学院修了、2013年弁護士登録(大阪弁護士会)。18年4月より弁護士法人イノベテラ勤務。主な取扱分野は知的財産法、独占禁止法、紛争解決。19年4月より大阪弁護士会知的財産委員会副委員長。22年4月より大阪弁護士会独占禁止法実務研究会世話役。

独占禁止法に関する 相談事例集の読み方

独占禁止法に関する相談事例集とは

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)は、価格カルテルや入札談合に代表されるような競争を歪める不当な行為を規制する法律です。しかし、価格カルテル等の明らかに問題のある行為を除けば、独占禁止法に違反するか否かの判断は、多くの場合、非常に難しいものとなります。その原因は、違反の成立要件として、「競争の実質的制限」や「公正な競争を阻害するおそれ」、正当化理由といった抽象的な概念が含まれていることにあります。

このように法律の条文だけを見ても通常は答えを得られないため、実務上は、裁判例や公正取引委員会(公取委)の執行例、公取委の各種ガイドライン・報告書といった公的資料が重要となります。そのような公的資料の一つが「独占禁止法に関する相談事例集」です。これは、実際に事業者から公取委に寄せられた相談の中から実務的に参考になるものを取り上げ、相談の要旨、独占禁止法上の考え方、回答を(匿名化等の必要な修正を加えたうえで)紹介するもので、毎年六月頃に公

表されています。公取委のウェブサイトでは、相談事例集について、キーワード検索が可能であるほか、年度別・行為類型別・産業別に整理されたページが用意されています(詳しくは公取委ウェブサイト「相談事例集」のページをご覧ください)。

なお、公取委への相談には、①事前相談制度による相談と②事前相談制度によらない相談の二種類があります。①は、公取委から書面による回答を得られますが、相談者や相談・回答の内容が原則公表されます。②は、一般相談とも呼ばれ、公取委からの回答は原則口頭ですが、相談内容等は原則非公表とされています。実際、公取委への相談のほとんどは②の一般相談ですが(令和四年度は三〇一件)、令和四年度には①の事前相談も一件ありました。

相談事例集の具体的な活用場面

例えば製造業者が流通業者に対して一定の地域以外では販売してはならないという取引条件を課すことがあります。このような販売地域制限(「厳格な地域制限」と呼ばれます)について、公取委「流通・取引慣行に関する

今回の相談

公正取引委員会が独占禁止法に関する相談事例集というものを公表していると聞きました。実務において、どのようにこれを活用すればよいでしょうか。参照する際の注意点はありますか。

独占禁止法上の指針(以下「流通取引慣行GL」といいます)では、「市場における有力な事業者が流通業者に対し厳格な地域制限を行い、これによって価格維持効果が生じる場合には、不正な取引方法に該当し、違法となる」と述べられています(第一部第二の三(三))。「価格維持効果が生じる場合には」という留保が付されていますが、流通取引慣行GL上はその判断方法の一般的な説明と若干の例が記載されているだけで、具体的にどのような事例であれば問題がないのか、明確ではありません。かと言って、不明確を理由に保守的に対応すれば、本来は問題がないはずの販売戦略まで控えることとなってしまいます。

このように、公取委のガイドラインが一応は存在するものの、その内容が不明確で判断が難しいという場合に、相談事例集が役に立ちます。上記のような販売地域制限については、平成二五年度・事例二が参考になるでしょう。この事例では、健康食品Aのメーカーで約二〇%のシェアを有するX社が販売代理店ごとに担当販売地域を指定し、指定した地域外での販売を禁止することを検討していました。しかし、公取委は、市場にはシェア約二五%のB社、約一〇%のC社などがいて、製品差別化は進んでおらず、ブランド間の価格競争が活発であることから、健康食品Aの価格が維持されるおそれはなく、独占禁止法上問題とならないと回答しました。相談事例集により、抽象的なガイドラインが具体的な市場の状況の下でどのように運用されている

かを知ることができません。

相談事例集の読み方

相談事例集を読む際に注意すべき点もあります。

例えば相談事例集が示す独占禁止法上の考え方は、必ずしも違反要件に沿って綺麗に整理されたものではありません。不正な取引方法を例にとれば、違反というためには、競争への悪影響があることに加え、それを正当化する理由がないことが必要です。具体的にいうと、平成一九年度・事例五では、特許製法による材料Bについて特許権者が被許諾者に販売先の制限を課すこととは是非が問題となりましたが、公取委は、①当該制限が利用者の身体的被害を防止する目的であること、②特許製法によらない材料Bの流通に制限はないことから、独占禁止法上問題とならないと回答しました。この回答内容を素直に読めば、①②の両方が揃って初めて独占禁止法上の問題が解消されるようにも見えます。しかし、本来的には、②(「競争への悪影響がないこと」)の理由が認められれば、①(「正当化理由があること」)の理由が認められなくても、違反とはいえないはずですが、公取委の回答を分析的に理解することが肝要です。

また、公取委の回答の中には、一定の留保が付されているものがあります。例えば平成一三年・事例三は、医薬品メーカーが服薬指導を実施することができる薬局・薬店に限定

して医薬品を出荷することが独占禁止法上問題ないと回答したのですが、服薬指導を行わない小売業者のうち安売りを行っている者についてのみ出荷停止することは独占禁止法上問題となるという留保が付されています。相談事例集を参考にする際は、その全体を仔細に読んで応用可能な範囲を理解する必要があります。

さらに、相談事例集の各回答はその当時のガイドライン等が前提とされていますので、その後にガイドライン等の改正がないかどうかは、各自で確認しなければなりません。

令和四年度相談事例集の概要

本年六月三〇日に公表された令和四年度相談事例集では、九件の事例が掲載されています。詳細は各自でご確認いただきたいと思いますが、例えば事例三は、卸売業者に対して医療機器等の販売価格を指示することが再販売価格拘束に当たるかどうかを検討したもので、結論として独占禁止法上問題とならないと述べています。流通取引慣行GLは、再販売価格拘束が原則として違法であるとしていますが(第一部第一の二(一))、メーカーがユーザーと価格について直接交渉し、卸売業者が物流・代金回収の責任を負う場合など実質的にメーカーが販売している場合には、価格指示は通常違法とはならないという例外も認めています(同(七))。上記事例三は、この例外に実際の案件を当てはめたものとして、実務上参考になります。